

議案第 33 号資料

平成24年度

南山城村一般会計補正予算(第4号)概要

総務費

- ・庁舎等管理事業(IP告知端末交換用) 2,520千円
- ・公共施設補修事業
(保健センター付近法面他周辺除草、伐採等) 1,275千円(特財 370千円)
- ・衆議院議員選挙事業(最高裁含む) 4,094千円(特財 4,094千円)

民生費

- ・国民健康保険事業特別会計繰出金 1,684千円(特財 1,684千円)
- ・介護保険事業特別会計繰出金 3,010千円
- ・後期高齢者医療事業特別会計繰出金 644千円(特財 483千円)

衛生費

- ・簡易水道事業特別会計繰出金 1,424千円

農林水産業費

- ・農業振興対策事業(青年就農給付金 別添) 750千円(特財 750千円)
- ・田舎暮らし推進事業(田舎暮らし奨励金) 1,250千円

土木費

- ・道路維持補修事業(月ヶ瀬団地内側溝補修等) 2,737千円

消防費

- ・消防施設整備事業
(団員用ヘルメット・ヘッドランプの購入) 1,176千円(特財1,175千円)

教育費

- ・笠置中学校分担金(平成23年度精算金職員人件費分) 2,170千円(特財2,170千円)

補正額合計 19,120千円

(うち一般財源3,410千円)

平成 24 年度補正予算案（第 4 号）主要事項説明

（ 農業 ）費 ・ （ 農業振興 ）費

事業名	農業振興対策事業		
予算額	750 千円	新規・継続の別	新規
事業内容	<p>[農業振興対策事業（青年就農給付金事業）]</p> <p>目的 農業従事者の高齢化が進展する中、青年の新規就農を増やし、将来の地域農業を支える人材を確保する為、経営が不安定な就農直後の所得を確保することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の地域定着を図る。</p> <p>実施内容 青年就農給付金事業（経営開始型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営開始直後の新規就農者に対して給付金を給付。 <p>総事業費 750,000 円（半期分）</p> <p>補助率（府） 10 / 10</p> <p>補助額（府） 750,000 円</p> <p>給付額 一人あたり年間 150 万円（最長 5 年間）</p> <p>年齢制限 45 歳未満（就農時の年齢）</p> <p>要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．農地の所有権又は利用権を給付対象者が有し、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。 2．主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。 3．生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。 4．給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 5．平成 20 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。 6．給付対象者の前年の所得が 250 万円以下であること。 		
担当課	産業生活課		